

税務署からのお知らせ

国税に関するご相談・ご質問は
電話でお問い合わせください！

税務署窓口でのご相談は、窓口の混雑緩和のため、原則として事前予約とさせていただきます。

税務署におかけいただいた電話は、自動音声案内でご案内しております。

相談内容に応じて、番号を選択してください。

国税の納付が困難な方、猶予制度に関するご相談・ご質問

「4」を選択

国税に関する
ご相談・ご質問

「1」を選択

消費税の軽減税率制度に関する
ご相談・ご質問

「3」を選択

【電話相談センター】

★国税局の職員がお答えします★

音声案内に従い相談内容の番号を選択してください。

- 「1」…所得税
- 「2」…源泉所得税・年末調整
- 「3」…相続税・贈与税・譲渡所得
- 「4」…法人税
- 「5」…消費税・印紙税
- 「6」…その他のご相談

【猶予相談センター】

【フリーダイヤルも

設けております]

0120-948-249
(8:30~17:00)

【消費税の軽減税率制度に関する専用窓口】

【フリーダイヤルも

設けております]

0120-205-553
(9:00~17:00)

- ※ 事前予約は、自動音声案内で「2」の番号を選択
税務署へお越しいただき申告・相談を希望する場合は、事前予約が必要です。
- ※ 新型コロナウイルス感染症等の影響により納付が困難な方
税務署に申請することにより、猶予制度が適用される場合があります。

◎ 国税に関する質問は国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載されています。

◎ スマートフォンからもご利用いただけます。

タックスアンサー

検索

左記のサイトは右のQRコード
からもご覧になれます。



令和2年分 年末調整関係の留意事項

1 令和2年分 年末調整関係の主な改正事項

- (1) 給与所得控除額が **10万円引き下げ**られています。
- (2) 基礎控除額が **10万円引き上げ**られています。
(基礎控除を適用する場合、「給与所得者の基礎控除申告書」の提出が必要です。)
- (3) 一定の要件に該当する場合、**所得金額調整控除が適用**されます。
(所得金額調整控除を適用する場合、「所得金額調整控除申告書」の提出が必要です。)
- (4) 各種控除の対象となる扶養親族、配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件が**それぞれ10万円引き上げ**られています。
- (5) ひとり親控除又は寡婦（寡夫）控除の改正については、令和2年分以後の所得税について適用されます。
なお、**月々**の給与等及び公的年金等に対する源泉徴収では、**改正前**の控除が適用され、**年末調整**では、**改正後**の控除が適用されます。
※上記の詳細やその他の改正事項等は、「[令和2年分年末調整のしかた](#)」をご覧ください。



2 年末調整手続の電子化（令和2年10月から）について

年末調整手続の電子化とは、年末調整の際に、

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等を**データで取得**、
- ② そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が保険料控除申告書などを**データで作成**、
- ③ 控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先に**データで提供**、
- ④ 勤務先において、提供された**データを基に年税額を自動計算**し、提供された**データを保管**するもので、バックオフィス業務の簡便化ができるようになります。

※詳しくは、国税庁ホームページ「[年末調整電子化に向けた取り組みについて](#)」をご覧ください。



3 年末調整関係用紙について

各用紙に不足等がございましたら、当該用紙をコピーしたものを活用することができるほか、国税庁ホームページからも取得可能です。

また、次の申告書用紙等については入力用ファイルも掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上ご利用ください。

- (1) 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- (2) 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書
- (4) 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

